

子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、雄物川水系の河川、湖沼及び水路における河川の水質汚濁対策を始めとし、美化活動や水質の改善に関して各関係機関相互の連絡調整を図り、河川利用の推進に寄与することを目的とする。

(協 議 事 項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- 1 水質調査に関する資料及び情報の交換
- 2 水質汚濁に関する資料及び情報の交換
- 3 緊急時の情報及び連絡を円滑にするための調整
- 4 水質監視体制に関する連絡、調整
- 5 水質事故等の対策の連絡調整
- 6 水質汚濁対策の啓蒙活動に関する調整及び実施
- 7 水質汚濁対策演習等に関する調整
- 8 その他、水質汚濁対策の推進に必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長（1名）、副会長（3名）、委員（若干名）、幹事長（1名）
幹事（若干名）、顧問（若干名）、会計監査（2名）

(顧 問)

第6条 協議会には、委員の推薦により顧問をおくことができる。顧問は委員会及び幹事会に出席し意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統轄する。会長には、東北地方整備局河川部長、副会長には、秋田県建設交通部長、生活環境文化部長、由利本荘市長の職にあるものをもってあてる。

(委員及び委員会)

第8条 委員は、関係機関の推薦するものをもってあてる。

- 2 委員会は少なくとも年1回会長が招集し、幹事会の運営の統括的方針を決定する。
- 3 委員会は委員で構成する。